

機動二輪車及び消防車等が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますから、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年1月 4日

京都市消防局長 杉本 栄一

行政区	訓練実施場所	吹鳴日時	出動車両
南区	南区上鳥羽塔ノ森下ノ開94-4 消防活動総合センター	平成29年1月6日 午前 10時00分 午前 10時20分 午前 11時00分	35台

(消防局警防部消防救助課)